

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 7 日

各 都 道 府 県 税 務 担 当 課 }  
各 都 道 府 県 市 区 町 村 担 当 課 } 御 中

総務省自治税務局都道府県税課  
自動車税制企画室

徴収猶予期間中における自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る  
証明書の取扱いについて

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 161 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 49 号）が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、原則として公布の日から施行されることとされました。

これに伴い、今般設けられた新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例（以下「徴収猶予の特例」という。）については幅広い活用が見込まれるところですが、自動車税種別割及び軽自動車税種別割について徴収猶予の特例を適用されている期間中に、対象車両の継続検査を申請する場合、徴収猶予の特例の適用を受けている旨の証明書の提示が必要となるため、納税者からの求めに応じ、交付する必要があります。

この点について、国土交通省との協議の結果、納税者の利便性向上、地方団体における証明書交付事務に係る負担軽減並びに国土交通省及び軽自動車検査協会の窓口における手続きの円滑化の観点から、別添「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書等の様式について（令和 2 年 4 月 30 日付け企画課事務連絡）」における徴収猶予許可通知書の「納付書番号等」欄に、自動車登録番号又は車両番号、もしくは車台番号（以下「自動車登録番号等」という。）を記載している場合には、当該通知書を証明書として取扱うこととなりましたので、各地方団体におかれては、当該通知書の「納付書番号等」欄に自動車登録番号等を記載するよう、可能な限りのご配慮をお願いします。

また、徴収猶予の特例期間中对象車両の継続検査を申請する場合、証明書又は自動車登録番号等が記載された許可通知書の提示が必要となる旨の周知や、納税者から証明書の交付を求められた場合の適切な交付をしていただくようお願いいたします。

なお、証明書の交付に際しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口受付以外の方法として、郵送での受付も積極的にご対応いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

(連絡先)  
総務省自治税務局自動車税制企画室  
担当：前川係長、栗原事務官、宇良事務官  
電 話：03-5253-5663

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 3 0 日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書等の様式について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 20 日閣議決定)において、納税が困難な方への対応として、「申請や審査の手続を極力簡素化した上、申請者の置かれた事情に配慮して迅速かつ柔軟な対応を行う」とされたところです。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例(以下「徴収猶予の特例」という。)について、申請や審査の手続を極力簡素化し、迅速かつ柔軟な対応を行う観点から、納税者等が各地方団体において統一的に使用できるものとして、徴収猶予の特例に係る申請書等の様式を下記のとおり定めましたので、これを用いていただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

#### 記

- 1 徴収猶予申請書(別添 1)
- 2 財産収支状況書(猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合)又は財産目録及び収支の明細書(猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合)(別添 2)  
※地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)附則第 37 条第 2 項関係
- 3 徴収猶予許可通知書又は徴収猶予不許可通知書(別添 3)

(特別徴収義務者) 納税者	住所所在地	
	氏名称	様

納付書番号等の下段に、自動車登録番号又は車両番号、もしくは車台番号を記載ください。  
なお、自動車登録番号等が、記載欄に収まりきらない場合は、欄外に記載いただいてもかまいません。

〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村長 印

# (例) 徴収猶予許可通知書

**特**

令和 年 月 日に地方税法附則第59条第1項の規定により申請があった徴収の猶予については、次のとおり許可しましたので通知します。

徴収の猶予に係る税等	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等	徴収猶予許可期間
				・	円		XXXXXXXX 品川 300 お 1234
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
	合計						

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇知事又は〇〇市区町村長に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。）。審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。なお、審査請求書は〇〇を経由して提出することができます。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県又は〇〇市区町村を被告として（訴訟において〇〇を代表する者は〇〇知事又は〇〇市区町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先: 〇〇都道府県又は〇〇市区町村 課名 担当名 電話番号